周南市観光パンフレット制作業務委託基本仕様書

1 業務名

周南市観光パンフレット制作業務委託

2 業務の目的

周南市観光パンフレット「ゆる旅のススメ」は、初版から 10 年近くが経過し、増 刷の度に掲載内容の追加・修正を実施してきたが、コロナ禍において近場を観光す るマイクロツーリズムに注目が集まる中、掲載内容や構成を現状に即したものに見 直すため、この度リニューアルを行い、来訪者のニーズに応えられる観光パンフレットを作成する。

3 業務期間

契約締結の日から令和5年3月17日(金)まで

4 履行場所

周南市内

5 業務の内容

観光パンフレット制作に係る、企画・構成・取材・撮影・ライティング・マップ 作成・編集・印刷等のすべての業務

(1) デザインテーマ

- マイクロツーリズムを意識し、「ゆる旅のススメ」の路線を基に、さらに洗練されたデザイン、構成とすること
- 市内の周遊性を高め、滞在時間の延長や市内での経済波及効果の向上を図れるものとする
- 思わず手に取り、本市での行動意欲が高まる紙面とする

(2) デザイン要件

①デザインについては提出された企画提案書等に基づき、契約締結後に受託者

と協議の上調整し、新たに作成するものとする。

- ②以下の項目を必ず記載すること
 - ア 魅力的な写真やキャッチコピー
 - イ QR コード等の活用による各種 Web ページ等との連携
 - ウ 見やすく分かりやすい地図や交通アクセス情報
- 6 パンフレットの規格・数量
 - (1) サイズ

A 4 版 24 ページ 中綴じ

(2) 用紙 マットコート紙 110kg 以上

(3) 刷色フルカラー

(4) 数量

8,000部

- 7 成果品
 - (1) パンフレット
 - (2) パンフレットのデータ

以下のデータを DVD-R 等で提出すること。

- イラストレータファイル (アウトライン化前、アウトライン化済みの両方)
- PDF ファイル (ホームページ用に容量等を最適化したもの)
- パンフレット制作に使用した写真・テキスト等のデータ
- 8 納期

令和5年3月17日(金)

9 著作権等

業務により生じた著作権及びその他一切の権利は市に帰属するものとし、受託者は著作者人格権等を行使しないものとする。

また、本業務の履行に当たり必要な権利処理については、受注者の責任と費用負担において行うものとする。

10 留意事項

- 取材、制作に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- 本業務において制作されたコンテンツ(作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等)は、市及び市が指定する者が作成・運営するウェブサイト及び 紙媒体、デジタルサイネージ等において無償で二次使用が可能とすること。
- 受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- 業務の履行に当たっては、市と十分な連携及び協議を図ること。
- この仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、その都度市と受 託者が協議の上、処理するものとする。